

(注)名古屋地方裁判所一宮支部平成16年(ワ)第415号事件の判決(1審判決)のうち、「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」二,三の1及び3の部分(1審判決引用部分)を抜粋したものです。

第二 事案の概要

二 争いのない事実等(争いのある事実は証拠掲記)

ア 交通事故

日 時 平成14年2月19日午前5時ころ

場 所 愛知県一宮市a丁目番地先路上

事 故 態 様 信号機で交通整理の行われているa交差点(以下「本件交差点」という。)の南側横断歩道手前において、赤色信号で停止していたC運転の事業用普通貨物自動車(以下「C車」という。)に、被告Aが運転する本件車が追突(以下「本件事故」という。)した。

2 責任原因

(1) 被告Aは、本件車を運転するに当たり、前方注視等の安全運転をすべき注意義務があるのに、これを怠り本件事故を惹起した。したがって、被告Aは、民法709条に基づいて、原告に対し、本件事故から生ずる損害を賠償する責任がある。

(2) 本件車の所有者はB(以下「B」という。)である(被告Aの関係で乙第1号証の3)。

(3) 被告会社は、本件車の自賠責保険の保険会社である(原告と被告会社間において争いが無い。)

三 争点

1 原告の主張

(1) 被告Aの自賠法3条に基づく責任等

原告と被告Aは、原告運転の本件車（原告の父であるBの所有）で名古屋市b区にあるバー「D」（以下「本件バー」という。）に到着し、同所において平成14年12月18日午後12時ころから翌日午前4時ころまで飲酒した。そのため、原告は泥酔して寝込んでしまい本件バーから本件車に乗せられ、本件車は当初から被告Aが運転していたもので、原告は本件事故のことを後で知った。したがって、被告Aは、自動車運転免許証を持っていないにもかかわらず、独断で本件車を運転することによって同車の運行を支配し、これによって本件事故を惹起したものであるから、被告Aは自賠法3条にいう運行供用者及び同法2条3項にいう「所有者」に、原告は同法3条にいう「他人」に該当する。仮に被告Aに「所有者」であることが認められないとしても、本件事故の状況等からすると本件車の所有者であるBの所有者性は否定されず運行供用者としての責任も肯定でき、原告はBとの関係でも他人性を有する。よって、被告Aは自賠法3条に基づく責任を負い、被告会社は自賠法16条に基づく責任を負う。

(2) 原告の損害

原告は、本件事故により、上顎骨骨折疑、口角部挫傷（裂傷）、顔面挫傷の傷害を負い、平成14年2月19日から同年12月11日（症状固定日）まで愛知県立E病院に通院（実日数9日）した。

原告は、以下のとおり合計1171万円の損害を受けた。

ア 治療費	3万1950円
イ 傷害慰謝料	116万8050円
ウ 後遺障害慰謝料	1051万円

原告の右顔面部、口唇の右端から頬にかけて5センチメートルの顔面裂傷という醜状痕が後遺障害として残った。この醜状痕は、自賠法施行令2条別表第二後遺障害別等級表7級12号（女子の外貌に著し

い醜状を残すもの)に該当する。

3 被告会社の主張

被告会社は、以下の理由から、自賠法16条の責任を負うことはない。

(1) 原告が運行供用者であること等について

原告は、本件車の所有名義人であるBの実子であり、かつ、少なくとも使用借主であった。したがって、原告が運行供用者に該当することは明らかで、使用権者である原告が居眠りをしているも運行供用者性を否定することにはならない。すなわち、原告は親しい間柄である被告Aを駅まで本件車で迎えに行き、同被告を本件バーまで同乗させて同伴し、公共交通機関のなくなる時刻まで同所で飲酒していたものであって、被告Aが岐阜市の住居に戻るためには本件車の利用以外に現実的な方法はなかった。したがって、原告は、本件事故時点においても依然として、社会通念上、自動車の運行に対して支配を及ぼすことのできる立場にあり、運行を支配制御すべき責任があると評価される場合に該当することは明らかである。仮に、原告が本件バーの同乗時の時点から飲酒酩酊のため意識明瞭でなかったとしても、これによる運転不能状態は自らの責に帰すべき事由によるものであるから、保有者としての運行を支配制御すべき責任を免れないのはもとより、少なくとも本件バーで飲酒している段階を含めて、無免許かつ酩酊中の被告Aによる運転を禁じる等本件車の運行を統御する可能性が認められる以上、原告の運行供用者性を否定すべき合理的理由は存在しない。そして、以上いずれの場合であっても、原告は、被告Aとの関係で、自賠法3条にいう「他人」に該当しない。

(2) 被告Aが自賠法2条3項の保有者でないこと等について

自賠法2条3項でいう保有者というためには、正当な権原に基づく使用権であることを要するところ、本件車の所有者であるBが、見ず知らずで無免許の被告Aに本件車の使用を認める余地はないから、被告Aは保有者

に該当しない。加えて、本件車の所有者であるBと原告との関係でも、原告の本件車に対する運行支配は、同乗していないBに比較して、より直接的、顕在的、具体的であることは明らかであるから、原告がBとの関係でも他人性を主張できない。